

自己点検事項

◇ 一類感染症患者入院医療管理料(A305)

(1)病院の治療室を単位としている。

(適 ・ 否)

(2)当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が2又はその端数を
増すごとに1以上である。

(適 ・ 否)

点検に必要
な書類等

・勤務実績表、会議・研修・他部署勤務の一覧表及び病棟管理日誌
・日々の入院患者数が分かる一覧表

(3)次のいずれかの指定医療機関である。

(適 ・ 否)

ア 感染症法第6条第13項に規定する特定感染症指定医療機関

イ 感染症法第6条第14項に規定する第一種感染症指定医療機関

医療機関コード

保険医療機関名